

京都市子ども医療費支給条例の一部改正（案） 新旧対照表

2024年9月30日 日本共産党京都市会議員団

現行	改正後
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、子どもの保護者に対し、子どもに係る医療費の一部を支給することにより、子どもの保健の向上を図り、もって子どもの福祉の増進に寄与することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 子ども 出生の日から<u>15歳</u>に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。</p> <p>(2) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護するものをいう。</p> <p>(対象者)</p> <p>第3条 この条例の規定により医療費の支給を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、本市の区域内に住所を有する子ども（次の各号に掲げる子どもを除く。）で、別に定める社会保険に関する法律（以下「社会保険各法」という。）の規定による被保険者又は被扶養者であるものの保護者又は保護者であった者とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、子どもの保護者に対し、子どもに係る医療費の一部を支給することにより、子どもの保健の向上を図り、もって子どもの福祉の増進に寄与することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 子ども 出生の日から<u>18歳</u>に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。</p> <p>(2) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護するものをいう。</p> <p>(対象者)</p> <p>第3条 この条例の規定により医療費の支給を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、本市の区域内に住所を有する子ども（次の各号に掲げる子どもを除く。）で、別に定める社会保険に関する法律（以下「社会保険各法」という。）の規定による被保険者又は被扶養者であるものの保護者又は保護者であった者<u>（当該子どもで社会保険各法の規定による被保険者又は被扶養者であるものが18歳である場合であって、その者に保護者がいないときは保護者であった者又は当該子ども、その者に保護者及び保護者であった者がいないときは当該子ども）</u>とする。</p>

- (1) 生活保護法の規定による保護を受けている世帯（その保護を停止されている世帯を除く。）に属する子ども
- (2) 京都市重度心身障害者医療費支給条例又は京都市ひとり親家庭等医療費支給条例の規定による医療費の支給を受けることができる子ども

（受給者証）

第4条 この条例の規定により医療費の支給を受けようとする者は、別に定めるところにより、市長に申請しなければならない。

2（略）

3 前項の規定により受給者証の交付を受けた者（以下「受給者」という。）は、子どもが健康保険法第63条第3項第1号に規定する保険医療機関又は保険薬局、同法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者その他別に定める病院、診療所又は薬局（以下「保険医療機関等」という。）から医療を受ける場合には、当該保険医療機関等に受給者証を提示しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 子どもが京都府の区域外の保険医療機関等から医療を受けるとき。
- (2) 緊急その他やむを得ない事情があるとき。

（支給の方法及び範囲）

第5条 医療費の支給は、子どもの疾病又は負傷について社会保険各法の規定による療養の給付又は保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費、家族訪問看護療養費若しくは特別療養費の支給（以下「医療に関する給付」という。）が行われた場合において、第1号に掲げる額が第2号に掲げ

- (1) 生活保護法の規定による保護を受けている世帯（その保護を停止されている世帯を除く。）に属する子ども
- (2) 京都市重度心身障害者医療費支給条例又は京都市ひとり親家庭等医療費支給条例の規定による医療費の支給を受けることができる子ども

（受給者証）

第4条 この条例の規定により医療費の支給を受けようとする者は、別に定めるところにより、市長に申請しなければならない。

2（略）

3 前項の規定により受給者証の交付を受けた者（以下「受給者」という。）は、子どもが健康保険法第63条第3項第1号に規定する保険医療機関又は保険薬局、同法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者その他別に定める病院、診療所又は薬局（以下「保険医療機関等」という。）から医療を受ける場合には、当該保険医療機関等に受給者証を提示しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 子どもが京都府の区域外の保険医療機関等から医療を受けるとき。
- (2) 緊急その他やむを得ない事情があるとき。

（支給の方法及び範囲）

第5条 医療費の支給は、子どもの疾病又は負傷について社会保険各法の規定による療養の給付又は保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費、家族訪問看護療養費若しくは特別療養費の支給（以下「医療に関する給付」という。）が行われた場合において、第1号に掲げる額が第2号に掲げ

る額に満たないとき、受給者に対し、その満たない額に相当する額について行うものとする。ただし、当該疾病又は負傷について、国、地方公共団体若しくは独立行政法人（独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。）の負担による医療の給付又は社会保険各法の規定による高額療養費若しくは高額介護合算療養費の支給若しくは付加給付等（健康保険法第53条に規定するその他の給付及びこれに相当する給付をいう。）が行われるときは、この限りでない。

- (1) 医療に関する給付の額（療養の給付にあつては、当該療養の給付の額から当該療養の給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額）
- (2) 医療に要する費用の額から別に定める額を控除した額

る額に満たないとき、受給者に対し、その満たない額に相当する額について行うものとする。ただし、当該疾病又は負傷について、国、地方公共団体若しくは独立行政法人（独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。）の負担による医療の給付又は社会保険各法の規定による高額療養費若しくは高額介護合算療養費の支給若しくは付加給付等（健康保険法第53条に規定するその他の給付及びこれに相当する給付をいう。）が行われるときは、この限りでない。

- (1) 医療に関する給付の額（療養の給付にあつては、当該療養の給付の額から当該療養の給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額）
- (2) 医療に要する費用の額から 前条第3項に規定する保険医療機関等（薬局を除く。以下この条において同じ。）ごとに、次に掲げる医療の区分に応じ、1月につき200円（子どもが各月において初めて保険医療機関等から医療を受けた日における当該医療について、当該医療に要する費用の額から当該医療について社会保険各法の規定による医療に関する給付の額を控除した額が200円を下回るときは、当該額）を控除した額

ア 保険医療機関等への入院及びその療養に伴う世話その他の看護

イ アに掲げる医療以外の医療（アに掲げる医療に伴うものを除く。）

2 歯科診療及び歯科診療以外の診療を併せて行う保険医療機関等は、前項の規定の適用については、歯科診療及び歯科診療以外の診療ごとに、それぞれ別個の保険医療機関等とみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年9月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例による改正後の京都市子ども医療費支給条例（以下「改正後の条例」という。）の規定により医療費の支給を受けることができることとなる者に係る受給者証の交付その他医療費を支給するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(適用区分)

- 3 改正後の条例の規定は、この条例の施行の日以後に受けた医療に係る医療費について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費については、なお従前の例による。

※ 規則については、市長において、条例に対応するよう適切に改正されるべきものと思われる。以下は、改正すべきと考えられる内容について、参考として記載したものの。

(参考) 京都市子ども医療費支給条例施行規則の改正(案) 新旧対照表

現行	改正後
<p>(受給者証の交付申請)</p> <p>第2条 条例第4条第1項の規定により申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書(以下「交付申請書」という。)を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 医療費の支給を受けようとする者の氏名、住所及び連絡先</p> <p>(2) 子ども(出生の日から<u>15歳</u>に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。以下同じ。)の氏名及び住所 (以下略)</p> <p>(条例第5条第1項第2号の別に定める額)</p> <p>第8条 条例第5条第1項第2号に規定する別に定める額は、条例第4条第3項に規定する保険医療機関等(薬局を除く。以下「保険医療機関等」という。)ごとに、次の各号に掲げる医療の区分に応じ、1月につき200円とする。ただし、子どもが各月において初めて保険医療機関等から医療を受けた日における当該医療について、当該医療に要する費用の額から当該医療について社会保険各法の規定による医療に関する給付の額を控除した額(以下「控除後の額」という。)が200円を下回るときは、控除後の額とする。</p> <p>(1) 保険医療機関等への入院及びその療養に伴う世話その他の看護</p> <p>(2) 前号に掲げる医療以外の医療(同号に掲げる医療に伴う</p>	<p>(受給者証の交付申請)</p> <p>第2条 条例第4条第1項の規定により申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書(以下「交付申請書」という。)を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 医療費の支給を受けようとする者の氏名、住所及び連絡先</p> <p>(2) 子ども(出生の日から<u>18歳</u>に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。以下同じ。)の氏名及び住所 (以下略)</p> <p><u>(削除)</u></p>

<p>ものを除く。)</p> <p>2 12歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者が前項第2号に掲げる医療を受けた場合には、前項の規定にかかわらず、同項の別に定める額は、1月につき1,500円とする。</p> <p>3 歯科診療及び歯科診療以外の診療を併せて行う保険医療機関等は、第1項の規定の適用については、歯科診療及び歯科診療以外の診療ごとに、それぞれ別個の保険医療機関等とみなす。</p>	
--	--

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和7年9月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この規則による改正後の京都市子ども医療費支給条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）の規定により医療費の支給を受けることができることとなる者に係る受給者証の交付その他医療費を支給するために必要な準備行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

(適用区分)

3 改正後の規則の規定は、この規則の施行の日以後に受けた医療に係る医療費について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費については、なお従前の例による。

(経過措置)

4 従前の様式による用紙は、市長が認めるものに限り、当分の間、これを使用することができる。